

平成 1 9 年 第 1 0 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成19年第10回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成19年10月9日(火) 午後3時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委員 長 職 務 代 理 者 小 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君
委 員 (教 育 長) 仲 野 公 君

1. 付議案件説明者

教 育 推 進 部 長 森 田 雅 彦 君
子 ど も 部 長 奥 山 勉 君
生 涯 学 習 部 長 井 上 隆 志 君
教 育 推 進 部 総 務 次 長 稲 野 公 一 君
兼 次 長 (教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当)
兼 学 校 管 理 課 長
教 育 推 進 部 次 長 若 狭 周 二 君
(学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当)
兼 学 校 教 育 課 長
教 育 推 進 部 次 長 森 井 國 央 君
(教 職 員 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当)
兼 教 職 員 課 長
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長 中 村 信 隆 君
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長 黒 崎 敏 孝 君
教 育 政 策 課 長 向 井 裕 彦 君
人 権 教 育 課 長 笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長 真 鍋 あ け み 君
子 ど も 政 策 課 長 長 沢 均 君
子 ど も 支 援 課 長 水 野 賢 治 君
幼 児 育 成 課 長 千 葉 亜 紀 子 君
子 ど も 部 専 任 参 事 津 田 善 寿 君
(幼 稚 園 担 当)
子 ど も 家 庭 相 談 室 専 任 参 事 小 川 衛 子 君
生 涯 学 習 課 長 小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 課 参 事 河 原 弘 明 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 黒 田 正 記 君
(生 涯 学 習 事 業 担 当)
中 央 図 書 館 長 大 浜 訓 子 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉 田 卓 司 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 長 補 佐 小 山 登 志 子 君
教 育 政 策 課 森 貴 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 全国学力・学習状況調査の結果発表に関する陳情の件
- 日程第 3 箕面市文化財保護審議会委員任命の件
- 日程第 4 箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員解職及び委嘱の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 6 平成19年第9回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 7 教育長報告
- 日程第 8 箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 9 箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件

(午後3時開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成19年第10回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において仲野委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、陳情第2号「全国学力・学習状況調査の結果発表に関する陳情の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長(若狭周二君) : 本件は、平成19年4月24日に文部科学省が実施主体となり、全国の市町村の理解と協力により、市町村が参加主体となり実施された「全国学力・学習状況調査」の結果発表に関する陳情について提案するものです。

はじめに、本調査の目的について、説明します。1点は、国においては、「全国的な義務教育の機会均等と水準の維持向上の観点から、各地

域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること」です。もう1点は、市町村教育委員会及び各学校においては、「各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ること」です。すなわち、箕面市では、調査結果の分析を行い、その結果を今後の本市の教育を推進する一助とすることです。同時に、各学校においては、自校の課題を把握し、授業や教材の研究・改善に結びつけるなど、指導の改善の一助とすることです。なお、調査対象学年は、小学校6年生及び中学校3年生の原則全児童生徒でした。続いて、調査内容ですが、1点は、教科に関する調査として、小学校6年生は、国語・算数、中学校3年生は、国語・数学があり、主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題がありました。もう1点は、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査もありました。児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境の諸側面等に関する調査でした。

次に、本調査の調査結果の返却時期等についてですが、文部科学省における本調査結果の公表時期、市町村教育委員会・学校への調査結果データ等返却時期については、当初予定されていた9月からずれ込み、現時点では、10月以降になると府教委から聞いています。

続いて、文部科学省が公表する調査結果、文部科学省から私ども市町村教育委員会に提供される調査結果、並びに、小中学校に提供される調査結果についてですが、文部科学省は、「国全体の状況及び国立・公立・私立学校別の状況」「都道府県ごとの公立学校全体の状況」を公表します。具体的に、数値として平均正答率等があります。市町村教育委員会に提供される調査結果は、「文部科学省が公表する全国的な調査結果」「大阪府の全体の状況に関する調査結果」「箕面市における公立学校全体に関する調査結果」「設置管理する各小・中学校に関する調査結果」が提供されます。また、学校に提供される調査結果は、「文部科学省が公表する全国的な調査結果」「大阪府の全体の状況に関する調査結果」「当該学校全体に関する調査結果」「各学級に関する調査結果」「各児童生徒に関する調査結果」です。学校は、各児童生徒に対して、当該児童生徒の調査結果、いわゆる個人票を提供します。

次に、本調査の調査結果の取扱いについては、平成18年6月20日付けの18文科初第317号文部科学事務次官通知「平成19年度全国学力・学習状況調査の実施について」において示されている「平成19年度全国学力・学習状況調査の実施要領」に基づき適切に行うよう文部科学省から通知がありました。加えて、9月3日付け教委小中第197

1号で大阪府教育委員会から改めて、平成19年8月23日付け、19文科初第616号「全国学力・学習状況の調査結果の取扱いについて」の通知に基づき適切に対応するよう再度指示がありました。通知文の内容は、基本的な考え方として、「本調査に参加・協力した教育委員会は、実施要領を前提として、本調査に参加・協力したものであることから、調査結果の取扱いについては、実施要領に基づいて行うこと」調査結果の公表については、実施要領7(4)において、「都道府県教育委員会は域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと」「市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表を行わないこと」と定めています。さらに、留意事項として、「市町村教育委員会、学校がそれぞれの判断で、自らの結果を公表した後においても、都道府県教育委員会は個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行わないこと」「同様に、学校がそれぞれの判断で自校の結果を公表した後においても、市町村教育委員会は、個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと」となっています。すなわち、「大阪府教育委員会は、市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこと」「箕面市教育委員会は管内の小中学校名を明らかにした公表は行わないこと」しかし、「箕面市全体の公表は箕面市の判断に委ねる」また、「各学校は、自らの判断で公表を行うことができる」となっています。また、情報公開における調査結果の取扱いについては、実施要領の10(6)で、本調査により、得られる分析データのうち、文部科学省は、国全体と都道府県全体のデータを公表しますが、それ以外については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこと」「教育委員会等においても、提供される調査結果のうち文部科学省が公表する内容を除く分析データについて、それぞれの情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、適切に対応する必要があること」を求めています。本市においては、箕面市情報公開条例第7条第4号の規定を根拠として、同条例における非開示情報として取り扱うこととしています。

それでは、今回の陳情について、その内容を説明します。文部科学省は、調査結果を教育委員会や学校に提供し、全国規模のランク・順位を理解するように求め、それぞれが全国の中で、どのような状況であるか認識し、その上で指導改善に生かすことになっているが、競争を持ち込むことで教育の改善を図ろうとするものであり、他校と比較し、他人と比較して、1点でも高い得点をめざしても、決して豊かな人間関係は育たないし、「生きる力の育成」はできない。文部科学省は、本調査で得

られた分析データが、「一般に公開されることになると、序列化や過度の競争が生じるおそれ」があることから、文部科学省が「公表」するもの以外は非開示情報にするよう求めている。しかし、その一方で、本調査に参加を決めた市町村教育委員会には、保護者や地域住民に対して、説明責任があるので、調査結果を公表してもよいとしている。新聞報道によれば、回答した1240教育委員会のうち109教育委員会が文部科学省から提供されるデータのうち「点数にあたる、平均正答率」を公表することにしている。枚方市教育委員会が独自に行った学力テストの結果を非開示情報としていたところ、公表を求めて市民が提訴した枚方市学力テスト裁判では、「学校ごとの結果を公開すべき」という判決が確定している。「行政文書は原則全面公開」であり、教育委員会が文部科学省から送付される調査結果のデータを持っている限り、公表せざるを得ない可能性は否定できない。文部科学省が一方的に送ってくる分析データを受け取らない、持たないことが一番である。以上の理由から、教育委員会への対応として、具体的に大きく2点陳情を承っています。1点目は、「全国学力テストの結果公表には、各学校の「点数」にあたる平均正答率を用いないこと。そのことを担保するため、文部科学省から送られてくるデータを一切受理しない、又は、受理した場合には、不必要な部分のデータを直ちに返上や破棄して、不要な情報をいたずらに保有しないこと」2点目は、「各学校に対し、保護者や地域住民への説明責任は学校全体としての指導目標等を示すことなどで果たし、平均正答率を公表しないように指導すること」以上です。

委員長(小川修一君) : 本件について、事務局の見解をお願いします。

学校教育課長(若狭周二君) : 『1点目の「全国学力・学習状況調査の結果公表には、各学校の「点数」にあたる平均正答率を用いないこと。』に関しての見解ですが、本調査は、競争を目的とするものではなく、当然、市町村間や学校の比較、序列化を行ったりするものでもありません。すべての子どもたちの学力や学習状況、生活習慣や学習習慣を把握し、相関関係も併せて分析することにより、今後の教育の改善、見直しを図るために実施されたものです。すなわち、児童生徒の学力等の現状を把握するのみならず、把握した結果を分析、検証し、課題等の改善に役立てるといふ、PDCAサイクルを確立することです。本調査の実施要領の調査結果の取扱いに関する配慮事項として、「本調査で得られる結果は、あくまでも学力の特定の一部であり、調査結果の分析をふまえた今後の改善方策等も併せて示すなど、序列化につながらない取組みが必要であると示されています。事務局としては、今回の調査結果の一部である、平均正答率を公開することにより市町間、学校間の序列化のおそ

れがあると認識しています。重要なことは、本市の児童生徒、「みのおっ子」たちが、必要な学力を身につけているのか、生活習慣や学習習慣等を含め、どこに課題があるのかなど、まさに、本市の教育及び教育施策の成果と課題を事務局自身が把握し、その改善・見直しを図ることに本調査の結果を生かすことが重大な責務であると考えています。そのため、事務局としては、本市の調査結果の公表については、平均正答率を公表するのではなく、文部科学省から提供されたデータ等を調査結果検討委員会及びそのワーキングとして編成している「分析チーム」で詳細に分析し、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、それらを文書によって公表・説明したいと考えています。同時に、その効果的な改善方策等についても具体的に検討し、公表・説明する考えです。次に、『そのことを担保するため、文部科学省から送られてくるデータを一切受理しない。又は、受理した場合には、不必要な部分のデータを直ちに返上や破棄して、不要な情報をいたずらに保有しないこと』については、本市児童生徒の学力や学習状況等の調査結果を、調査結果検討委員会等で分析するとともに、その中で、本市の教育及び教育施策の課題を把握し、その改善を図るためには、文部科学省から送付されるデータを受理する必要があります。受理した調査結果である行政文書は、箕面市文書取扱規定により一定期間保存が必要なことから、返上、破棄することはできないことになっています。

2点目の『各学校に対し保護者や地域住民への説明責任は学校全体としての指導目標等を示すことなどで果たし、平均正答率を公表しないように指導すること』については、各学校においては、日頃から、学校の教育や学校運営等について、保護者や地域住民の皆様にご理解、ご協力いただけるよう、学校だより、学級だより、学年・学級懇談会、学校協議会等をはじめ、さまざまな方法や場面において、学校の実情をお知らせするとともに、保護者や地域住民の皆様からは、学校への温かい応援の声、激励の声、時には厳しい、叱咤の声などを直接いただいています。これらのことをふまえ、本市の各学校では、本調査結果の公表については、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与える観点も考慮し、学校間の序列化や過度な競争等につながらないよう十分な配慮のもと、平均正答率を公表するのではなく、調査結果を各校で分析することにより、自校の教育活動の効果的かつ具体的な改善方策等を立てることにしたいと考えています。事務局では、各学校に対し、それらを具体的に文書にし、あらゆる機会に、保護者・地域住民の方々に説明するとともに具体の指導目標等を示すなど、学校運営・経営の充実のために役立つよう指導してまいりたいと考えています。そのため、8月28日に、

臨時校長会を開催し、結果返却の方法について、事務局から基本方針を各校長先生に示し、検討・協議をいただきました。さらに、9月5日の定例校長会において、「各学校においては、調査結果の公表については、平均正答率の公表はしないこと。ただし、保護者の皆様への説明責任として、調査結果を分析し、各校の傾向等や効果的な教育活動への改善方策等について文書で公表・説明する旨」を周知したところです。以上、陳情第2号「全国学力・学習状況調査の結果発表に関する陳情の件」につきまして、提案理由と内容のご説明とさせていただきます。

委員長(小川修一君) : この件について、何かご意見はありませんか。

委員(白石裕君) : このようなものが、学校の業績評価、序列化に繋がるようなものではなく、日本の学校は、箕面市もそうですが、いろいろな課題を抱えている状況で、どこに課題があって、どうすればいいかというための手だてとして、使うことは、非常に有効なものではないかと思います。ただ、問題は、公表の判断を市町村と学校にゆだねているということですね。基本的には、平均正答率などを出さないということですが、実際、陳情の中にもご指摘があったとおり、ある新聞社が調査した結果では、1割に満たない市町村が、平均正答率を出す予定となっています。ほとんどの市町村が、平均正答率を公表することに非常に問題点を感じているということだと思います。そのような問題がある中で、質問に戻りますが、市町村としてどうするのか。また、学校に判断を任せることになっていますが、どのように徹底しているのかについてお聞きします。

学校教育課長(若狭周二君) : 調査結果の公表については、この5月に、事務局内に、調査結果検討委員会を設置しました。公表の内容、公表の方法について検討・協議を行い、8月28日に、臨時校長会を開催し、その委員会の検討案を提示しました。校長先生方のご意見をいただくなどして、協議しました。9月の定例校長会で、基本方針の最終決定は、教育長の決裁としますが、現時点としての、事務局として基本方針を提案し、各校長先生方にご確認いただきました。具体的には、2点確認しました。1点目は、市町村間、学校間の序列化や過度の競争につながる恐れのある公表は行わないこと。これについては、平成19年度文部科学省通知「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱い」により、個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。各学校においても、序列化や過度の競争等の恐れのある公表は行わないこと。もう1点目は、「本調査実施要領」により市町村教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、公立学校全体の結果の公表については、該当の教育委員会の判断に任せること。また、各学校が、自校の結果を公表する

ことも各学校の判断に委ねられています。以上をふまえ、検討会で具体的に検討した基本方針を明らかにしました。箕面市全体の調査結果の公表については、平均正答率等の数値ではなく、市内全体の傾向等を分析し、その分析結果を文書で公表・説明するなど、学校間の序列化や過度な競争につながらないように十分に配慮します。加えて、各学校も同様に、調査結果の公表の際には、平均正答率等を公表するのではなく、学校としての傾向等を分析し、文書で説明責任を果たすよう、その場で申し合わせをしていただくなど、その旨を周知しました。また、現在、事務局では、調査結果検討会のワーキングとして、指導主事からなる「分析チーム」を編成し、結果が返却されましたら、市内全体の調査結果を検討・協議します。同時に各学校の調査結果の分析については、各学校に「(仮称)校内分析チーム」等の編成をお願いし、各学校の調査結果の分析を今後の自分たちの学校の教育活動等に活用するよう指導しています。なお、事務局としても各学校での分析方法等については、教頭会の活用、または、学習会を持つなど、積極的に支援します。

委員(坂口一美君) : 事務局の基本方針に賛成です。今回の学力・学習状況調査により測定できる学力は特定の一部でしかないことや、調査結果の分析をふまえた今後の改善方策等を示すことが教育委員会や学校の責務であると考えています。平均正答率など数値の公表はいたずらに市町村間や学校間の格差の助長につながるだけで、本調査の目的に反すると考えます。箕面市は、箕面市の平均正答率や平均正答数などの数値の公表はせず、ぜひとも、箕面市全体の調査結果の分析を事務局でしていただき、今後の箕面の教育、教育施策について保護者や地域住民、PTAに文書等で説明をしていただきたいと思います。また、各学校には、本調査の目的を十分にふまえ、平均正答率を公表せずに、学校調査結果を学校の教職員で分析するなど、学校の教職員のみで検討することは、議論があるところかもしれませんが、自校の教育活動の成果と課題等を明確にし、その改善方策等をぜひとも文書等で公表していただきたいと思います。

学校教育課長(若狭周二君) : 本調査は、単なる学力調査ではありません。生活習慣や学習環境と学力との相関関係も分析し、そのデータをもとに教育環境の改善につなげるものです。また、学習指導要領に示されている内容がどの程度身につけているのかの把握、対象学年や教科、出題範囲が限られていることから本調査で測定できる学力は、あくまでも、特定の一部を示すものにすぎません。それをそのまま学校の評価につながる恐れのある数値の公表については、委員のご意見と全く同感です。事務局としては、公表の方針及び市内全体の分析等については、

学校教育課のホームページに随時掲載するなど、説明責任を果たすよう努めていきます。また、各学校においても、調査結果を分析し、自校独自の成果と課題を明確にし、それらを文書にして公表するとともに、教育活動の見直しに努めるように指導していきます。従来から、箕面市の各学校では、学校の教育について、保護者や地域の皆様にご理解、ご協力いただけるよう、各学校の実情に応じて、誠心誠意、取組みを進めています。PTA総会、学級、学年懇談会、教育懇談会、さらには、学校協議会、学校教育自己診断などのシステムを作り、保護者や地域の皆様方のさまざまな声やニーズを直接お伺いさせていただくなど、学校運営・経営に生かしています。本調査結果の公表等についても、学校が具体的な対策を立て、これらの機会や場を活用し、説明したり、ご意見をいただいたりすることにより、一層充実した、一層いい学校ができるように努めて参りたいと考えています。同時に、箕面市全体の成果と課題等については、箕面市PTA連絡協議会の副会長会や役員会等で説明していきます。

委員(坂口一美君) : 追加になりますが、調査結果の分析をされると、箕面市の課題や学校の課題が明らかになってくると思います。例えば、学力に課題がある部分に関しては、少人数指導の取組の一層の促進とか、教育指導の改善が必要になってくると思います。また、特定の単元の到達度に課題があれば、その要因の分析や教科指導、授業の改善が当然、必要になってくると思います。それから、同一地区内、中学校区での小・中の課題があれば、本市で進められている中学校区連携型小中一貫教育の一層の充実が必要だと思います。箕面市だけで解決できない課題も出て来ると思いますので、これらに関しては国や、大阪府に対して、私たち教育委員会としても要望していきたいと思います。

学校教育課長(若狭周二君) : 国においても、本調査の結果等を活用・分析し、教育委員会や学校における効果的な取組や課題を明確にし、改善につなげる「学力調査の結果に基づく検証改善サイクルの確立に向けた研究」を実施しています。大阪府においては、「検証改善委員会」を設置し、教員養成大学・研究機関等と連携し、本調査の結果等の分析を行い「学校改善支援プラン」を作成すると聞いています。そういう意味では、オール大阪で本調査の結果を生かしたいということです。

委員長(小川修一君) : 先ほどの陳情に対する事務局の見解の中で、箕面市全体の傾向等の分析のためには、文部科学省から提供されるデータを受理し、調査結果検討委員会や「分析チーム」でこれらのデータをしっかりと分析し、その結果等を文書で説明するとのことでしたが、この点については了解できましたが、その方向性で、しっかりと、事務局、

学校で分析していくことが、この調査の目的を十分に達成する方策だと思えます。見解の中で、データを返却、廃棄することは不可能とのことですが、私としては、その提供されたデータで、必要な部分だけを活用あるいは、分析し、不必要な部分は返却や廃棄はできないものか、と思えます。例えば、返却や廃棄をしているのであれば、情報公開上は文書不存在という対応になるのでしょうか。また、本調査は、行政調査ですね。今回の調査結果の取扱いについて、文部科学省は、どのような対応を考えているのでしょうか。

学校教育課長（若狭周二君）： 1点目のご質問ですが、委員長のご指摘どおり、「返却、廃棄」をしておれば、情報公開請求があった場合に文書不存在という対応になります。委員長ご指摘の「必要な部分だけ活用し、不必要な部分は返却や廃棄をしてはどうか」については、箕面市文書取扱規程第31条に基づき、行政文書は、一定期間、保存することになっていきますので、直ちに、返却、廃棄はできないことになっていきます。2点目の本調査は行政調査か、ということですが、本調査は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「教育委員会の職務権限」とした第23条「教育委員会は当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で次に掲げるものを管理し、執行する。」次に掲げるものとは、第17項として「教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること」に該当することから、文部科学省が実施する行政調査に本市が参加・協力したものです。3点目については、文部科学省が公表する内容は、「国の状況」「大阪府の状況」を除くものについては、文部科学省は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととなっています。箕面市教育委員会においても、提供される調査結果のうち「文部科学省が公表する内容を除く分析データ」について、この場合、箕面市の平均正答数等のことですが、箕面市情報公開条例第7条第4号を根拠として、同条例における不開示情報として取り扱うこととしています。情報公開請求があっても、「不開示情報」として取り扱います。

委員長（小川修一君）： 点数の公表によって、学校の序列化、格差の助長の危惧はぬぐえないと思えます。学校が序列化される、また、学校現場は、テストの成績を上げるためにそのことだけに何らかの方策を考え出したりする恐れもなきにしもあらずです。白石委員からもその点を危惧したご意見がありました。そういった観点からすれば、学校の序列化による弊害、本調査の趣旨・目的を保護者あるいは、地域住民の皆様十分に説明することが何よりも大事だと思えます。そのように理解を求める必要があると思えますが、いかがですか。

教育長（仲野公君）：この「全国学力・学習状況調査」については、いろいろとご意見をいただいたように、やはり、市町村間、学校間の過度な競争につながるのではないかと、そのような趣旨からすると、子どもたちの生きる力を育成していくという趣旨に反するのではないかと、というご心配のもとに春にも陳情をいただいたかと思えます。その結果当教育委員会としても、いろいろご論議いただいて、国が実施する調査だから、その趣旨はある程度理解できる。併せて、府内各市町村もすべて参加されることから、本市としても参加させていただきました。いよいよ、結果が返却される時期を迎えて、陳情者は、公表の仕方によっては、心配していた過度な競争、序列化につながるのではないかと、というご心配をいただいて、2回目の陳情をいただいたと思っています。先ほどから説明しているように、公表については、国が示しています実施要領等を十二分に踏まえ、対応したいと思えます。そして、まもなく、国から調査結果が返却されると思えますが、調査結果の公表方法については、府教委の指示や近隣の市町村と十分情報交換をしながら、ご心配いただいています序列化や過度の競争につながるような公表はできるだけ控えていかなければならないと思っています。そもそも、本調査の大切な点は、市教委においても、自らの教育及び教育施策の成果と課題を検証すること。そして、見直しを図ること。各学校においては、同様に自校の教育、教育内容の見直しを図ること。それを、それぞれ生かしていくことにあるのではないかと考えています。平均正答率等の数値の公表はさけたいと考えています。また、文部科学省から提供される調査結果を十分分析し、その分析結果を今後の箕面の教育に生かす。これが本来の目的・趣旨ではないかと思っています。その意味でも、文部科学省からのデータを十分に事務局では分析する必要がありますので、指導主事からなる「分析チーム」、「調査結果検討委員会」を編成しております。また、学校においても「校内分析チーム」の編成をお願いしていますし、各学校でしっかりと分析していただき、その結果を検証して、それぞれの教育内容に反映していくようにと考えています。先ほど、坂口委員からのお話もありましたように、中学校区でもそれぞれ課題がある場合は、小中一貫教育にもより一層反映をしていきたいと考えています。終わりになりますが、このような行政情報、文書については、一定期間保存が義務づけられており、直ちに破棄、返上はできませんので、この点についても斟酌していただき、ご理解賜りたいと思えます。

委員長（小川修一君）：ほかに、ないようですので、陳情第2号を採決します。本陳情を採択すべきと思われる委員の挙手をお願いします。

(挙手なし)

委員長(小川修一君) : 採決の結果、本陳情を不採択とします。ただ、本調査の結果発表にあたっては、陳情でも指摘されている市内全体の「結果発表」については、いわゆる「点数」にあたる平均正答率等を用いない公表方法を考えていくことや、各学校の公表に対しても平均正答率を公表するのではなく、保護者や地域の方への説明責任の観点からも、本調査の趣旨・目的を十分にふまえた公表方法が必要であると教育委員会としては考えています。なお、陳情のお返しの仕方ですが、本日、いただいた意見等を踏まえ、事務局で原案を作成し、委員長に提出いただきたいと思います。この点については、委員長に一任いただきたいと思います。いかがですか。

(" 異議なし " の声あり)

委員長(小川修一君) : ご賛同いただきました。この件については、以上のことを決定しました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第3、報告第38号「箕面市文化財保護審議会委員任命の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習課参事に求めます。

生涯学習課参事(河原弘明君) : 本件は、箕面市文化財保護審議会委員の任期が、平成19年9月30日をもって満了したことに伴い、箕面市文化財保護条例第52条第2項及び第3項に基づき、新たに委員を任命するにあたり、委員長において、教育委員会会議を招集するいとまがないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第38号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(" 異議なし " の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第4、報告第39号「箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員解職及び委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習事業担当専任参事に求めます。

生涯学習事業担当専任参事（黒田正記君）： 本件は、箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員の解職及び委嘱を行う必要が生じ、委員長において、教育委員会会議を招集するいとまがないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第39号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（ ” 異議なし ” の声あり ）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第5、報告第40号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）： 本件は、かねてから病気休職中の職員について、引き続き病気療養の必要があるため、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、分限休職処分を発令したものです。なお、この発令について、委員長において、教育委員会会議を招集するいとまがないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第40号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（ ” 異議なし ” の声あり ）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第6、報告第41号「平成19年第9回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）： 本件は、去る9月25日に開催されました平成19年第9回箕面市教育委員会定例会会議録を箕面市

教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第41号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第7、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告を求めます。

教育長(仲野公君) : (議案書37頁により報告)

はじめに、運動会、体育祭の開催状況ですが、小学校は、9月29日は予定どおり開催できたのですが、30日はあいにくの雨のため延期し、無事終了しました。中学校は、10月6日に、幼稚園は7日にそれぞれ予定どおりに開催され、無事に終了しました。保育所は、6日に開催のところは終了しましたが、箕面保育所、萱野保育所は、13日の開催予定となっています。また、スポーツカーニバルは、6日、7日は予定通り開催できましたが、8日は雨天のため、屋内競技のみの開催となりましたことを報告します。

もみじだよりへの止々呂美小中一貫校の紹介記事掲載について

箕面森町のまちびらき式典が、9月29日に開催され、10月1日から分譲の開始と定期バスの運行も始まっています。それに伴って、市広報誌もみじだより10月号に施設一体型の小中一貫校を紹介する特集記事と特認校に児童生徒を案内する内容を掲載しました。

止々呂美小中一貫校における特認校児童生徒募集について

市内在住の児童生徒等に特認校児童生徒募集ちらしを配布し、ホームページにも掲載をして、10月13日に中央生涯学習センターにて市民向けの説明会を予定しています。

平成19年第3回箕面市議会定例会について

9月4日から10月5日までの会期で開催されてきました。提案された議案などすべて議了され、閉会されました。教育委員会に対する一般質問は、学童保育の時間延長と子育て支援と自治体との役割、及び箕面文化・交流センターの現状と課題の大きく3点でした。なお、今議会は、役員改選があり、議長に大越議員、副議長に牧原議員が就任されています。その他常任委員会委員等の交代もありました。なお、ご心配いただいていた、任期満了に伴う教育長の後任人事案件については、紆余曲折があったようですが、結果として提案されず、11月1日から教育長不在となり、職務代理で対応することになりますので、よろしくお願

いいいたします。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見等はありませんか。

委員長（小川修一君）：いよいよ小中一貫校の推進に向けての第一歩を踏み出したと報告がありました。この件については、教育委員会委員としてもこれまでも随分心血を注いできたのですが、なお一層成功に向けて、努力したいと思っています。

委員長（小川修一君）：次に事務局から、追加の案件が出されていますが、審議することといたしてよろしいですか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認められました。よって、追加第一号を議案とします。日程第8、議案第36号「箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長（稲野公一君）：本件は、箕面市奨学資金条例に基づく奨学生を選考するため設置している箕面市奨学生選考委員会委員で市議会議員の西田隆一氏から市議会役員改選に伴い、10月9日付けでの辞職願が10月5日に提出されましたので、これを承認して解職するとともに、後任として市議会から議員の牧原繁氏を推薦いただきましたので、箕面市奨学資金条例第6条第2項及び第3項の規定により、10月10日付けで任命するため、提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第36号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第9、議案第37号「箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

生涯学習課長（小西敏広君）：本件は、箕面市の社会教育に関して、審議するため設置している箕面市社会教育委員の委員で市議会議員の増田京子氏から市議会役員改選に伴い、10月9日付けでの辞職願が提出されましたので、これを承認して解職するとともに、後任として市議会から議員の斉藤亨氏を推薦いただきましたので、社会教育法第15条第2項、箕面市社会教育委員に関する条例第3条第1項及び箕面市社会教育委員会議規則第2条の規定により、10月10日付けで

委嘱するため、提案するものです。

- 委員長（小川修一君）：この件に関して、意見、質問はありませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第37号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）：以上をもちまして、本日の会議日程は終了しました。各委員から教育行政にかかることでの意見は、次回にお願いします。
- 委員長（小川修一君）：事務局から「その他教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますがいかがですか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、陳情1件、議案2件、報告4件はすべて議了しました。これをもちまして、平成19年第10回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後4時2分閉会）

以上のおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長 小川 修一

委員 仲野 公